

琉球大学学術リポジトリ

向姓新城家の軌跡と板良敷親雲上の跡目僉議

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2023-10-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 前村, 佳幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002020041

向姓新城家の軌跡と板良敷親雲上の跡目僉議

前村 佳幸*

A Family History of Aragusuku and the Deliberation on Itarashiki Pei-tin's Succession:
The Collateral Relatives of the Second Sho Royal Line

Yoshiyuki MAEMURA*

はじめに

近世の琉球では、家譜の所持が認められた士族が王家の近習や王府の役人などの家臣団を構成していた。各士族には漢字一文字の中国風の姓が定められており（宮古・八重山では復姓）、向姓は第二尚氏王統の連枝としての家系を示す。向姓には、国王から嗣子を求められたり、王子に家統を継がせたりするような浦添家や伊江家のように、王朝の永続のために一貫して重視された家統もあれば、王府から惣地頭・脇地頭職をあたえられた按司・下司のような知行持、そこからさらに分岐して「諸士」として世襲的な位階はもとより当座の役職すらままならない者がおり、そうした家統は王代を重ねるにつれて増加していったと考えられる。旧系図座筆者足二名の連名による『氏集』（一八九四年）には二九五部の向姓家譜が見出されるという^①。このように家統が増えても各世帯が相応の富貴を享受することは次第に難しくなっていくのではないだろうか。さらに、首里、久米村、那覇・泊で序列や役職などの差異が設けられていたが、首里系は琉球で最も格式が高い家系が集中していたことに対応して、上級官職を専有しつつ、そのポストが向姓以外の由緒ある家柄のために充たされる傾向もあったと考えられる。

本稿では、「新城家文書」（那覇市歴史博物館所蔵）を主たる史料として^②、王家支流としての向姓士族と首里王府との関係について具体例を示したい。さらに、家伝でない史料から向姓士族の経歴を知るために、琉球国王尚家関係資料の「尚家文書」（那覇市歴史博物館所蔵）における板良敷里之子の跡目継承をめぐる一九世紀前半に行われた僉議を検討する。

第一章 新城家の家譜と系図

向姓新城家は、第二尚氏第一一代の尚貞王（位一六六九〜一七〇九年）の三男小禄王子尚綱の五男向朝規（朝雄）を系祖とする家統である^③。向朝規は第一三代尚敬王（位一七一三〜一七五一年）の時代の人物であり、若くして宜野湾間切の新城（あらぐすく）地頭職に任じられた。新城親雲上は尚敬王とほぼ同年齢であるけれども、尚敬王は王世子尚純の孫なので尚円王を起点とする世数では向朝規の方が一世上である。つまり昭穆が異なるのであるが、君臣関係の観点では、尊卑長幼は問題にならない。国王の子孫といえども、世代が下るにつれ、さらに国王の家筋が

* 琉球大学教育学部社会科教育専修所屬

変わることに、同じ兄弟でも嫡子以外の者は別の家統を自立させられるのである。島尻地方の東風平間切にも同名の地頭所があり、家名は同じでも姓(うじ)が異なる。しかも地頭職が流動的なので、名嶋が同じだからといって、同じ先祖から分岐した父系親族(リニージ)を意味するとは限らない。

向姓新城家の家譜の系図を見ると、朝雄を起点としていながら二世小宗として「元祖尚綱小禄王子朝奇五男也」と記す。これだと朝奇の五男が朝雄の父のように解しかねないが、一世にあたるのは朝奇である。元祖として朝奇を祀る嫡子をはじめ朝雄の兄弟は各自の家譜を持つことになり、別々の家統に分岐したものとみられる。『中山世譜』首巻の「大琉球国中山万世王統之図」では、各世数で国王・王世子を中心にして、それ以外のきょうだいは男女を問わず出生順に右から左へと交互に配置している。士族層の系図では、最初に生まれた子供を中心としている。系図の形式は見たところ中国風であるが、これは琉球家譜の特徴として銘記すべきである。他方において、名前の上に長女などと続柄を明記している、そこに系図座の朱印(系紀之印)があるので、当時の人も取り違えがちであったことが窺える。なお、本稿で掲載している系図は、家譜の記録に基づき家族構成が一目で分かるように、右から左に出生順にきょうだい(尚・向姓の男性は朝の字を共有しており、これを名乗頭字という)を配し、配偶者も示したものであり、原本の「向姓世系図」とは異なる。なお、本家譜では妻室の生没年や法号そして娘の嫁先が全く記されていないのが特徴的である。家譜の記録部分を通覧すると、朝雄の子孫が地頭職に任じられることはなく、この地名を名嶋として称して、これが家名となったことが窺える。ちなみに、朝雄の後に新城地頭職をあてがわれた家統は安良城と呼ばれ新城家と区別されている。以下、記録の全文を示す。

【家譜記録】

向姓家譜 支流

記録

二世朝雄 新城親雲上

童名小樽金、唐名向成規、行五。康熙四十年辛巳八月十五日生。

父尚綱小禄王子朝奇。

母毛氏佐渡山親方安村女名嘉真翁主童名松金。

室章氏野國親雲上正方女真牛。

長女松金。康熙五十九年庚子九月二十五日生。

次女真龜。康熙六十一年壬寅十二月二十一日生。雍正七年己酉九月

十九日死。享年八。

長男朝賀。童名樽金。雍正三年乙巳八月二十四日生。同七年己酉八

月七日夭。享年五。

次男朝永。童名樽金。雍正七年己酉六月十四日。同十一年癸丑六月

三十日夭。享年五。

三男朝明。童名思五郎。雍正十年壬子五月四日生。同十三年乙卯十

月十九日夭。享年四。

四男朝秀。童名小樽金。唐名向得權。雍正十三年乙卯七月二十六日

生。乾隆五年庚申九月七日夭。享年六。

繼室葉氏石原筑登之親雲上守房女思戸。

五男朝林。

三女真鶴。乾隆九年甲子十一月二十日生。

六男朝義。

尚敬王世代

康熙五十六年丁酉八月六日、爲御書院御小姓叙若里之子。此時、恭

蒙 聖上及方氏眞壁按司加那志遣使賀賜御玉貫一雙完。

康熙五十七年戊戌八月十七日、結歛髻。
同五十八年己亥七月二十八日、叙黃冠。
雍正元年癸卯六月十五日、叙當座敷。

同二年甲辰十月十七日、任宜野灣間切新城地頭職。
同四年丙午六月二十八日、任下庫理當。同五年丁未十二月、因病辭職。
同九年辛亥六月十五日、陞座敷。

乾隆十三年戊辰六月十五日、任御番頭職。
同二十年乙亥十一月三日卒。享年五十五。號德載。

送葬之日、蒙國祖母毛氏聞得大君加那志・國母馬氏佐敷按司加那志遣女官祭賜御香五本御玉貫一雙。

三世朝林 新城里之子

童名真三郎、唐名向克知、行五。乾隆七年壬戌正月十四日生。

父朝雄。

母葉氏思戸。

尚穆王世代

乾隆十八年癸酉二月五日、爲下庫理小赤頭。

同二十一年丙子八月二十一日、結歛髻。

同三十年乙酉十二月朔日、叙若里之子。

同三十八年癸巳十一月四日死。享年三十二。號自心。

三世朝義 新城里之子親雲上

童名惠茶留金、唐名向克譜、行六。乾隆十三年戊辰十二月六日生。

父朝雄。

母葉氏思戸。

室葛氏與世里親雲上秀義女眞鶴。

長男朝設。

長女思戸。乾隆四十三年戊戌四月二十八年生、嘉慶十七年壬申二月

十一日死。享年三十五。號蓮室。
次女松金。乾隆四十六年辛丑閏五月十九日生。
次男朝長。

尚穆王世代

乾隆二十七年壬午八月二十日、結歛髻。

同四十年乙未十二月十日、叙若里之子。

同五十二年丁未十二月朔日、叙黃冠。

嘉慶十五年庚午二月二十二日不祿。壽六十三。號德雲。

四世朝設 新城里之子親雲上

童名小樽金、唐名向世道、行一。乾隆四十年乙未七月二十六日生。

父朝義。

母葛氏眞鶴。

室向氏豐平親雲上朝承女思鶴。

長男朝源。

次男朝要、兄向乘行因無嗣子、題請爲跡目。

長女眞鶴、嘉慶十三年戊辰閏五月七日生。

尚穆王世代

乾隆五十五年庚戌三月朔日、結歛髻。

尚溫王世代

嘉慶三年戊午十二月朔日、爲評定所花當。

同四年己未十二月朔日、爲評定所里之子。

尚灑王世代

嘉慶九年甲子十月二十七日、叙黃冠。

同十一年丙寅八月五日、爲平等所筆者。

同十三年戊辰四月二十三日不祿。享年三十四。號廊庵。

四世朝長

童名思次良、唐名向世德、行二。乾隆四十九年甲辰二月五日生。

父朝義。

母葛氏真鶴。

室向氏國頭里之子親雲上朝嘉女真牛。

長男朝通。

長女真鶴、嘉慶二十一年丙子十一月二十一日生。

次女真加戸、道光元年辛巳十二月三十日生。

尚溫王世代

嘉慶三年戊午三月五日、結敬髻。

尚瀨王世代

嘉慶十三年戊辰十二月二十七日、叙若里之子。

同二十一年丙子六月十五日、爲聞得大君御殿庫理筆者。

同二十二年丁丑十二月朔日、叙黃冠。

五世朝源

童名思龜、唐名向乘行、行一。嘉慶五年庚申八月九日生。

父朝設。

母向氏思鍋。

尚瀨王世代

嘉慶十九年甲戌十一月十五日、結敬髻。

同二十四年己卯十二月二十五日、爲評定所花當。

道光元年辛巳四月五日、爲評定所里之子。

同二年壬午七月四日不祿。享年二十三。號一蓮。

五世朝要

童名惠茶留、唐名向乘慎、行二。嘉慶十年乙丑二月十六日生。

父朝設。

母向氏思鍋。

室兆氏森田筑登之親雲上孟由女真加戸。

長女真鍋、道光十年庚寅十月六日生、同十一年辛卯十月十九日夭。

享年二。

長男朝信、童名思龜、唐名向維照。道光十二年壬申閏九月九日生、

同十三年癸巳五月十七日夭。享年二。

繼室東氏佐久本里之子親雲上政盛女真加戸。

次男朝憲、因兄朝信夭亡、請譜司爲嫡子。

三男朝進。

四男朝章。

五男朝倍。

繼室向氏南風原里之子親雲上朝章女思戸。

六男朝英。

尚瀨王世代

嘉慶二十四年乙卯五月五日、結敬髻。

道光五年乙酉十二月朔日、爲評定所花當。

同六年丙戌十二月朔日、爲評定所里之子。

同八年戊子十二月朔日、爲下庫理里之子。

同十三年癸巳十月二十六日、兄向乘行無嗣子、題請爲跡目。

同年十二月朔日、叙黃冠。

尚育王世代

道光十五年乙未十二月朔日、爲納殿筆者。

咸豐八年戊午十二月十五日不祿。享年五十四。號寂然。

五世朝通

童名小樽金、唐名向志建、行一。嘉慶十六年辛未十二月十六日生。

父朝長。

母向氏真牛。

六世朝憲

童名小樽、唐名向維新、行二。道光十五年乙未七月十七日生。因兄朝信夭亡、請譜司爲嫡子。

父朝要。

母東氏眞嘉戸。

室朱氏松川里之子親雲上直光女眞嘉戸。

長女眞牛、咸豐六年丙辰六月三日生。

次女眞鶴、同治四年乙丑正月五日生。

長男朝忠。

尚泰王世代

道光二十九年己酉十一月十日、結歆髻。

咸豐三年癸丑六月朔日、爲御料理座筆者、叙若里之子。

六世朝進

童名松金、向維達、行三。道光十八年戊戌十月六日生。

父朝要。

母東氏眞嘉戸。

室讀谷山間切上地村百姓牛照屋女眞蒲戸。

長女眞牛、同治四年乙丑八月二十八日生。

次女眞嘉戸、同治九年庚午五月二十五日生。

尚泰王世代

咸豐二年壬子十二月五日、結歆髻。

六世朝章

童名眞山戸、唐名向維振、行四。道光二十年庚子十一月十四日生。

父朝要。

母東氏眞嘉戸。

尚泰王世代

咸豐四年甲寅四月十五日、結歆髻。

六世朝倍

童名惠茶留金、唐名向維昌、行五。道光二十三年癸卯六月二十四日生。

父朝要。

母東氏眞嘉戸。

室孫氏平田筑登之嗣有女眞蒲戸。

長男朝道。

尚泰王世代

咸豐八年戊午九月五日、結歆髻。

同治十二年癸酉八月二十二日不祿。享年三十一。號桂岩。

六世朝英

童名眞三郎、唐名向維輝、行六。咸豐八年戊午十月九日生。

父朝要。

母向氏思戸。

尚泰王世代

同治十二年癸酉二月二十日、結歆髻。

七世朝忠

童名思龜、唐名向有志、行一。同治八年己巳八月九日生。

父朝憲。

母朱氏眞嘉戸。

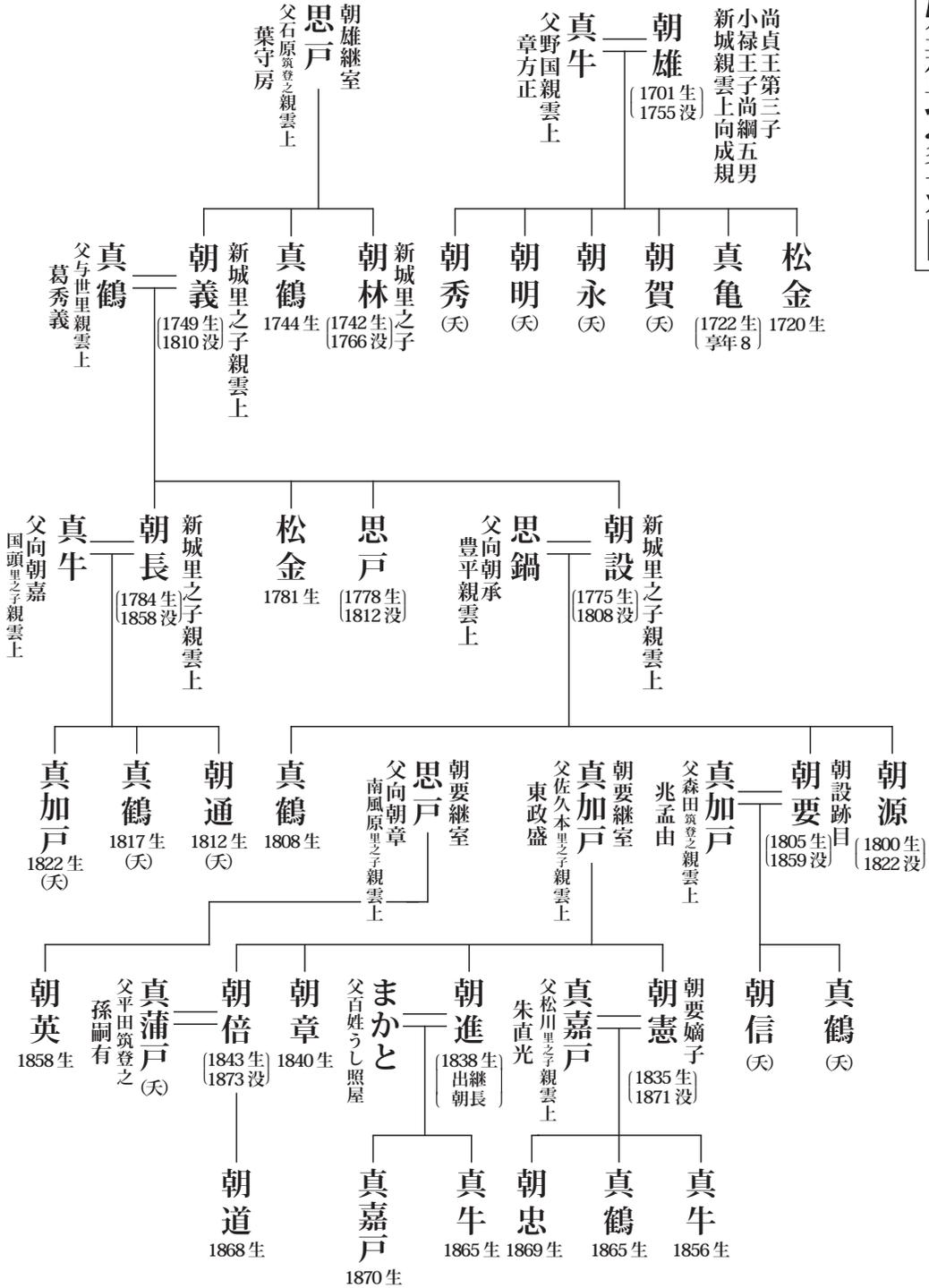
七世朝道

童名眞牛、唐名向大榮、行一。同治七年戊辰八月十三日生。

父朝倍。

母孫氏眞蒲戸。

向姓新城家系図



この家譜の記載事項は、新城親雲上朝雄生誕の康熙四〇年（一七〇一）から同治一二年（一八七三）までであり、朝雄五世孫の「七世」朝忠らが元服する前に琉球処分を迎えている。新城家の世代交替を見ていくと、朝雄の最初の妻との子供は長女を除き夭折しており、継室との間の朝林が新城里之子、その死後に弟の朝義（一七四八〜一八一〇年）が新城里之子親雲上として家統を継ぎ、朝義の長男朝設と次男朝長も黄冠の位階に達した。朝設の長男朝源の死により次男朝要が跡目を継ぎ、その長男朝信が夭折したので、異母弟の朝憲が嫡子となっている。「久場川村嫡子」というのが朝設・朝要・朝憲の基本的な公的呼称であった。ただし、朝要と朝憲は新城家の跡目継承者であるが、家譜に位階称号は掲載されていない。これは家譜を仕立てた段階では認められていなかったことを意味するのであろうか。ここで章を改め新城家家伝の王府発給文書について検討を加える。本稿における王府発給文書とは、朱印のあるものばかりに限定しておらず、王府各部署の公印と担当役人の印判をもって認証されている文書も含む。

第二章 家伝の文献と文書類

士族層が所持していた文字資料として現存するものとしては家譜が最も多く、他に何かあれば「付属資料」として特記されるほど古文書類の原本は遺されていない。これは家譜のみが当該士族の家系と各世代の成員の位階称号と経歴を公的かつ包括的に記録する書冊であり、位牌とともに祖先との関係を明確に示すため、時代が移り変わっても子孫や関係者によって大事に保管されてきたからである。

新城家文書の文献には公的なものと私的なものがある。後者は位牌の仕立や洗骨・忌日など家庭内の祭祀法事にかかわる書付で多くが近代に作成されたものである。また、咸豊五年（一八五五）に「五世」朝要

が入手した冊子がある。これは「御當國御檢地之法令集」と「王代記」を合綴したもので、後者は舜天王から尚穆王に及ぶ王府の記録で「球陽」に準じる内容である。さらに中国と日本の年号そして琉球の王代を対照する項目もある。これは王府の役人としての職務や士族層の素養として必要な事柄をまとめたものとみられ、近世琉球史の諸論点に光を当てる史料として注目される。

新城家文書の「覚」から、「四世」朝設（一七七五〜一八〇八年）が嘉慶八年癸亥における尚成王の薨御即日（亥十二月廿六日、一八〇四年二月七日）に新城里之子として評定所加勢筆者を勤めたこと、「五世」朝要（一八〇五〜一八五九年）が所定の手続きにより父朝設の跡目を継承し、尚育王の薨御即日（道光二七年丁未九月十七日）に新城里之子親雲上として仲井真里之子親雲上とともに「玉陵殿御拂除方筆者」を命じられたことなど、折々に役目を果たしていたことが確認できる。そして、一八三五年生まれの「六世」朝憲は聞得大君（尚温王の妃で尚成王の母）の祝い事に供奉し（戊…道光二九年）、取納座の増加加勢筆者代役（乙卯…咸豊六年）、評定所里之子兼祿組方加増筆者（申…咸豊一〇年）、御座当方筆者兼伊江王子仮与力（亥…同治二年）、平等所筆者（丑…同治四年）、大与座仮筆者（巳…同治八年）、物奉行の催促方主取富里里之子親雲上の後任（申…同治一一年）を勤め、一八四九年から一八六三年の間に新城子から赤冠の新城里之子そして黄冠の新城里之子親雲上へと位階を上げていたことが分かる。

さらに、次の「口上覚」（一八七七年）は、家譜の成立後に朝憲の弟の朝進が祖父朝設の兄朝長の跡目を継承することについて、朝進の弟二人と親類一名が申請して認められたことを示す。

【文書一】

口上覚

乍恐申上候、久場川村向氏次男新城里之子親雲上朝長事、男子老人为致出生事御座候處、致夭亡、朝長事茂咸豊八年五月致病死、旁難箇敷次第御座候、依之奉訴候者、右跡目之儀甥分二者可繼者罷居不申、同村三男新城里之子朝進事、朝長為二者本宗之甥孫二而御座候間、何卒朝長跡目朝進江被仰付被下度奉願候、此旨可然様、被仰上可被下儀、奉願候、以上。

丑 一門久場川村六男

四月 新 城 子 (印) 朝英

同同村四男

新 城 里 之 子 (印) 朝章

親類下儀保村葛氏嫡子

與世里筑登之親雲上 (印) 秀盛

(角印) (以下断裂)
この「口上覚」の料紙の右端には別の案件が記されている。該当箇所のみ切り取ったようであり、後の部分を欠くが、次のような断簡があり、両者を比べると斜めに押された「法司之印」の位置がほぼ一致し、内容的に見ても【文書1】の後半部と判断される。尚泰が琉球藩王とされていた光緒三年丁丑（明治一〇年）のことである。新城家側から系図座宛てに「口上覚」が提出され、その料紙の後の部分に系図座の僉議所見と担当者の印判が押印され返却されたものとみられる。⁵⁾

(角印) 右通申出候付、系圖相糺候處甥分二者可繼罷居不申候間、頼通御達被下可然奉存候。以上。

丑 御系圖加増假中取

四月 野 國 親 雲 上 (印)

高 原 親 雲 上 (印)

同假主取足

恩 河 親 雲 上 (印)

同中取

美里里之子親雲上 (印)

德 永 親 雲 上 (印)

同奉行

崎 濱 親 方 (印)

新 城 按 司 (印)

今 歸 仁 王 子 (印)

朝憲のように早死にした兄の代わりに弟が父の後を継ぎ、実子がいないければ甥（兄弟の子）ないし父方の従兄弟の子が嗣子として継ぐというのが、「昭穆」という中国的原理に即した継承である。第二尚氏王統では、孫が祖父から王位を直接引き継いでも、その父は王世子として王統の世数に組み込まれ、系図と太廟・先王廟の祭壇でも国王と同じ位置を占めていた（尚純・尚哲）。ただし、「跡目」は家督という地位や家産の継承をめぐる関係であつて、尚灝が幼君尚成王を継いだように叔父が甥の跡目を継いだり、向朝進が夭折した叔父朝通を介さず、朝通の父の跡目を直に継ぐという選択肢もあり得る。

そして近世琉球の制度として、兄が早死にしたからといって直ちに弟が士族の嫡子になれるのではなく、一門親類の連署の上で系図座に申請して認可を受ける必要があつた。⁶⁾ 新城家では、朝要が嗣子のない兄の代わりに跡目を継いでいることを系図座の筆者足・筆者に認証してもらつ

た「覚」、そして次男朝憲を嫡子とするために提出した「口上覚」が遺されている（朝要印判以降の部分欠略）。新城家の事例は一見すると断絶していた家統を再興することであり、異例中の異例といふべきであるが、【家譜紀録】「五世朝要」の項と【文書1】「口上覚」によると、朝要は叔父朝長より先に亡くなっており、朝長の家は存続していた（家譜でも没年は記されていない）。しかも朝長の妻真牛は向姓である。朝長の老後と遺族の面倒を見て家屋敷や祭祀を引き継ぐ者が求められ、それを孫の世代である朝進が担うことになり、任せられると判断されたのであろうか。昭穆の観点からすると系譜にねじれを生じさせる継承であるとはいえず、王府としては中国的原理との整合性よりも一門親類の意向を考慮しイエの存続の方を優先していたことを示している。

さらに家譜にも明記されていることであるが、朝進の妻は読谷山間切上地村の百姓うし照屋の娘まかどである。これもさほど問題視されていない。この件について、朝長の跡目継承に先立ち、「久場川村」新城子による「口上覚」（一八六五年）が提出されていた。

【文書2】

口上覚

乍恐申上候、私妻可満戸事讀谷山間切上地村百姓うし照屋女二而御座候處、幼少之比与里繰組之相續仕、去々年八月致婚禮、此節女子真牛致出生申候。右ヶ可満戸事、素与里農行仕儀無御座候間、別紙出子証文通申様被仰付被下度奉願候。此旨宜様御取成可被下儀奉願候。以上。

丑

久場川村

九月

新城子（印）

右之通相違無御座候間、願筋御達被下度奉存候。以上。

丑

一門

九月

新城里之子（印）
子母方親類
うし照屋（墨点）

右之通相違無御座候間、願筋御達被下度（以下欠損）

本状作成の丑九月（同治四年乙丑）の時点では、朝進は「久場川村向氏伊志嶺親雲上」が頭の与中に属していたが、読谷山間切座来味村に居住（居分）していたようである。別紙とは長女真牛（同治四年乙丑八月廿八日生）の「生子証文」であり、新城子は「居分讀谷山間切仮居」とあるが、「農行不仕段糺済」と朱筆が書き込まれ「大与座之印」が押され、滞りなく処理されたことが窺える。次の断簡は【文書2】の欠損部分であらう。

奉存以上

丑

九月

與中無系福福筑登之妻名代

福地子（印）

同嫡子大田里之子親雲上女子真龜名代

平安名里之子親雲上（印）

同次男新城里之子親雲上名代

神谷親雲上（印）

與頭伊志嶺里之子親雲上名代

福地親雲上（印）

右之通相違無御座候。以上。

丑

九月

讀谷山間切座来味村掟

上 地 に や (印)

大掟

呉 屋 に や (印)

地頭代

字 座 親 雲 上 (印)

右之通相違無御座候。以上。

丑

九月

検者

波田間筑登之親雲上 (印)

下知役

田幸筑登之親雲上 (印)

この【文書2】「口上覚」の断簡を見ると、朝進の与中の人々と読谷山間切の地方役人（座来味村掟、大掟、地頭代）、そして当該間切所管の検者・下知役まで連署していることが分かる。本状は出生の翌月に提出されており、大与座の印がある。【文書2】と長女の真牛の「出子証文」そして甥の真牛（朝道）の出子証文（同治七年戊辰八月十三日生）における新城子の印は同一である。ただし、朝進の次女真嘉戸（同治九年庚午五月廿五日生）の「出子証文」では新城子は「居分讀谷山間切仮居」とあり印が異なる。ここでも「農行不仕段之訴見届」などと朱筆が書き込まれており、田舎暮らしを疑われている。同治七年の生子証文では「居分崎山村」とあり、朝進が座来味の家宅や生業を手放し、妻女を連れて首里崎山の朝長の旧宅に移り「新城里之子」という位階称号となるまでの紆余曲折が窺われる。

この時、「久場川村嫡子」朝憲が新城家一門を代表する立場にあった

とみられる。朝憲が新城里之子親雲上として表れるのは丑十二月朔日の伊志嶺親雲上取次の「覚」であり、これは同年九月のことなので、【文書2】と朝進長女真牛の「出子証文」における「新城里之子」は朝憲であろう。印影も一致するように見える。さらに、朝要の諸子朝進（松金・朝章（真山戸）・朝倍（惠茶留金）・朝英（真三郎）の「出子証文」における印判と照合すると、新城里之子親雲上といつても父子で印影が異なることが確認できるはずである。

こうして朝長の跡目を継いだ朝進をめぐる「向姓家譜仕次」と題する文書が四点ある（もう一点あるが印判はなく朝憲と朝要の続柄と家譜に記載される朝憲の御料理座筆者の職歴のみ記載）。いずれも表紙があり「五番」の部分に系図座の大判の墨印が押されており、これは『氏集』の番号と対応している。「糺合」と「調部」を担当した系図座役人の印判もある。見開きと末尾には系図座の角印もある。ただ、その料紙は上質とはいいがたく、寸法からしても家譜に綴じ込んでいくようなものではない。本稿では、これを仮に「仕次書」として王府発給の文書として位置づけたい。一点目は安村親雲上・渡口親雲上・川上子の印判があり、所持人は「崎山村 新城里之子親雲上」。家譜によると朝長は聞得大君御殿庫理筆者を勤めた後に黄冠に達していた。「六世」朝進と朝章が若里之子に叙されたことのみ認証している。二点目は「済」と大書され、平安座親雲上と屋良筑登之の印判があり、「四世」朝長が享年七五で咸豊八年五月一日に歿したこと朝長の長男長女が夭折したことのみ記す。これは家譜には記載されていないが重大な事項である。三点目は「七冊引合」「糺合済」と墨書され渡口親雲上・座来味里之子の印判と真境名子の名があり、所持人は「崎山村 新城里之子」とある。朝要が享年五四で咸豊八年十二月十五日に歿したこと、そして嫡子朝憲以下の項目があり、同治一三年（一八七四）における「七世」朝道の父朝倍の

死亡を認証している。四点目は表紙に「二さつ」とあり平安座親雲上と川上子の印判あり、所持人は「新城里之子」。「五世」朝要の三男朝進が「四世」朝長に「出継」し「五世」を空けて「六世」の「跡目」となったことを図と文によって示している。表紙を含め二丁四葉である。その最後には次のような文言があり、系図座の大判の墨印が押されている。

【向姓家譜仕次】

六世朝進

童名松金、唐名向維達。道光十八年戊戌十月六日生。原向秉慎新城里之子親雲上朝要三子。母維東姓佐久本親雲上政盛女真嘉戸。因叔祖父朝長無嗣、光緒三年丁丑五月九日、請旨繼其家統。

これら「向姓家譜仕次」の存在について考察すると、「済」とある二点目の冊子は、朝長（新城里之子親雲上）の一代限りのもので一点目と同じく、継承者の「新城里之子」が所持すべき四点目の仕次書により代替され得るだろう。三点目の朝要の子と孫を網羅する「糺合済」に関しては、重大な項目が欠如している。それは朝憲が同治十年辛未十一月八日（一八七一年二月一九日）に亡くなっていたことである。明治時代の新城朝良による書付により判明することで、「文書1」に朝憲が出てこないゆえんである。所持人が新城里之子親雲上ではなく、「崎山村新城里之子」となっているのは、朝憲の嫡子朝良の成長まで叔父の朝進が管理することになったからであろうか。さらに朝憲の立場からすると、「仕次書」だけに依拠すると次の家譜でも「御料理座筆者」のみの記載となりかねない。そのため、役職ごとに覚を発給してもらい、これを別の「仕次書」にまとめてもらうことが重要であったと考えられる。

なお、「向姓世系図」では朝長と子女は四世五世、朝進と女子は六世七世とし、別々の項となっている。次の仕次の際に朝長の家系が別の系

図持ちになったのか、時代の変化により、新たに家譜を作る必要はなくなったので知る由はないけれども、王朝末期に家譜を仕立てた新城家では次の仕次の機会に朝要・朝憲の位階称号や事績だけでなく朝長の跡目継承についても記載することを念頭に文書を保管していたのである。これらの「覚」や「出子証文」は散逸しないよう一つ穴で綴じられている⁹⁾。

以上、新城家にて家譜のみならず一定の文書が遺されていることについて検討してきたが、これは将来に行われる家譜の仕次を強く意識していたことと密接に関連していると指摘したい。そもそも家譜の仕次とは、世代が替わるたびごとに既存の家譜の装幀を解き、新たに系図座によって認証され押印のある料紙を綴じ合わせていたのだろうか。たしかに家譜見開きの鎖印は装丁してから押印されていることを示しているが、それでも疑問が残る。家譜の作成は自己負担でかなりの費用がかかったとみられる¹⁰⁾。しかし、それでも最初の部分から仕立て直すことが多かったのではないかと思われる。というのも、現存する家譜については管見の限り、元祖からの系図や序文などと最後の世代についての部分とは数世代二百年以上も隔たっているにもかかわらず、ほぼ同じ保存状態で同じ料紙のように見えるからである。家譜新調が頻繁にできるものではないとすれば、出生をめぐる「証文」や役職や跡目継承に関する「覚」、家譜にない世代の系譜を整理した「仕次書」などの原本を保持しておくか、数世代を経て行われる家譜仕次の拠り所を見いだすことができないうだろう。系図座にある家譜の副本にない事項は他の公文書によって認証してもらうしかないもので、「仕次書」などを反映した家譜が成立するまではどの土族も家庭内に王府発給の文書を保管していたと考えられる。新城家文書は、そうした新家譜に収斂される前の段階における土族層の公文書管理の様態を示すものといえよう。

これは全くの想像になるが、新しい家譜ができると、旧家譜はむしろ

存在してはならないので、効力の減じた文書類と同じく、反故紙として再利用されることなく焼却されたのではないだろうか。祖先から伝わる古い位牌や旧家譜そして文書を燃やすとすれば、おのずから相応の場所が求められる。それは墓所の隅か焚字炉であろうか。特に一八三八年渡来の冊封使の説教により始まったという焚字炉については書き物を粗末にするの不運になるといような、素朴な信心に訴える権威づけの観点のみならず、近世琉球において各家庭とりわけ士族層では文書類を確実に処分しなければならぬ機会があり、それに対応して普及していったという解釈の余地もあると思われる。

第三章 板良敷親雲上について

新城家文書の特徴としてさらに注目されるのは、付属文書の点数が比較的多く、家譜に記されることのない士族層の王府への出仕や職務について窺うことができる点である。そこで、本章では新城家とは別の家統に属する向姓士族の姿を垣間見ていきたい。

【文書3】

登川親雲上

此節御寝廟御殿御作廣之儀早々御成就無之候而不叶、日數茂押詰候處、精々御働惣日數廿日程全御成就、彼岸御祭祀茂無御差支被爲済、御満悦之御事候右付而者、出精之稜相見得殊勝二被

(一行断裂につき判読困難)

御意被成下候間難有奉拜閱候様係中へも可被申渡与御指圖二而候。以上。

巳

三月十四日

板良敷親雲上

眞玉橋親方

右之通、當座日記二相見得申候。

以上

普請奉行所

辰

九月

江洲子
宮平筑登之

【文書4】

覺

普請奉行所筆者足内

新城里之子親雲上

右御寝廟御作り

廣二付係り被仰付

可被下候以上

奉行

登川親雲上

辰

十二月

眞玉橋親方

右之通當座日記二

相見得候儀□□(断裂につき判読不能)

無御座候以上

(角印)

この芭蕉紙に認められた文書は、道光二四年(一八四四)に普請奉行登川親雲上の監督下で施工された首里城東アザナの寝廟修築に「四世」

朝要(一八〇五〜一八五九年)が携わったことを記録する「覚」である。¹³⁾【文書3】は同日の別の案件の後にあり、料紙右端と断裂している二箇所と普請奉行所の部分に押印されているが、これは普請奉行所の公印とみられる。同じ事項の【文書4】もまた勤務先の業務日誌(日記)を根拠に再度認証してもらったものであるが、この職歴は家譜に記載されていない。これと対照的に那覇系士族の「葉姓家譜」には、九世兼栄(兼嶋筑登之親雲上)が普請奉行筆者として携わったことに対する「褒状」が掲載されている。¹⁴⁾

此の節、御寝廟御殿の御作広の儀、早々に御成就之無き候ては叶わず、日数も押し詰り候処、精々相い働き惣日数廿日程にて全て御成就、彼岸の御祭祀も御差支無く済ませられ御満悦の御事に候。右に付きて出精の稜相い見得、殊勝と思し召し上げられ候段、御近習頭高安親方を以て御意成し下され候間、有り難く拝聞奉り候様、係中へも申し渡さる可き旨、御差図二て候。以上。

巳三月十四日

板良敷親雲上

真玉橋親方

右の通り

御意成し下され候段、仰せ渡され候間、有り難く拝承奉る可く候。以上。

巳三月十四日

真玉橋親方

普請奉行所筆者懸けて御寝廟御殿御作広付係

兼嶋筑登之親雲上

こちらの方は板良敷親雲上が真玉橋親方に上申して認証してもらい、御近習頭の高安親方を介して尚育王の「御意」を得て、それを示す書状

を当人に交付するという手続きを踏んでおり、王府に高く評価されていることを意味する。それが家譜に転載されているということは、家譜仕次の際に、褒状について系図座が関係部局に照合して確認できるようになっていたと考えなければならぬだろう。褒状の内容が系図座によって再度認証されて家譜に包摂されるということは、褒状原本の印判が系図座の朱印(鎖印)によって置き換えられたということでもある。なお、時代が下るにつれて大量に発給されたと思しき褒状原本はほとんど遺されていないようであるが、それは当該内容を記載している家譜さえ保管していれば無くても問題ないという認識を反映していると考えられる。当人からの要請に対して上司が「取次」した「覚」には「法司之印」が押されているものがあるが、これにより、その内容が家譜に必ず収録されるとは限らない。経歴について「口上覚」「言上控」としてまとめて上申し、これを認証してもらう際に「覚」が添付されたことは十分考えられよう。¹⁵⁾

ところで、寝廟の普請に関与した板良敷親雲上は牧志朝忠(一八一八〜一八六二年)とは全くの別人である。この時、朝忠の位階称号は「板良敷里之子」であり、板良敷里之子による仏人宣教師フォルカードへの対応をめぐる文書に板良敷親雲上の署名があるからである。¹⁶⁾この板良敷親雲上は道光年間に申口方の双紙庫理を務めたことがあり、朝忠が読谷山間切大湾そして真和志間切牧志の知行持となった後も同じ位階称号であったようである。¹⁷⁾朝忠が「板良敷里之子」と呼ばれていたのは、新城家の事例からも推測されるように、その父祖が大里間切板良敷の地頭職を拝領していた経緯から名嶋としていたからであろう。両板良敷の家譜は参照できていないが、尚家文書第四三四号「道光八年子跡日僉議」にて向姓板良敷親雲上が取り上げられている。この僉議の内容は家統継承者による地頭職の引き継ぎの当否を表十五人(下の座)を構成する申口

方の役人が審理したものであり、家譜を参照して経歴を確認し、慣例などを勘案し、摂政・三司官（上の座）のための素案を提示している。

尚家文書第四三二〜四三六号の跡目僉議は、現状の家譜では確認できない士族の経歴について知りうるし、古琉球に溯る家系や薩摩が「御国元」となった近世初頭の事績などに言及しており重要な史料である。初代のみの知行持であった向姓新城家は該当しないけれども、向姓板良敷親雲上・同里之子に関する部分を取り上げたい。

僉議

向氏板良敷親雲上相果候付、跡地頭所相續之儀吟味被仰付、家譜相糺、私共申請候趣左二申上候。

系祖 桑江親雲上

- 一 下庫理小赤頭。
- 一 冠船之時、踊童子。
- 一 鎖之大屋子。
- 一 取納座筆者与里大屋子。
- 一 年頭御使者與力。
- 一 御船手大屋子。
- 一 御書院御物當。
- 一 王子御使者惣大親與力二而上國。
- 一 御物奉行方相附筆者より筆者。
- 一 右遂而楷船御作事主取。
- 一 渡唐大筆者。
- 一 返上物宰領。
- 一 琉藏役。
- 一 大唐船御作事主取。

返上物宰領才府足。

御船手奉行。

北谷間切桑江地頭所。

王子大親。

才府二而渡唐病死。

下庫理里之子。

冠船付御振舞方筆者。

取納座筆者より大屋子。

御書院御物當。

父之家統を繼、北谷間切桑江地頭所。

大臺所大屋子。

寺社座假中取。

御近習相附与里御近習。

仕上世座大屋子。

王子大親。

御物座帳當。

琉藏役。

下庫理御番頭。

唐与里御拜領之御筆御額御仕立付奉行。

西山奉行。

官舎。

伊江嶋下知役。

才府二而渡唐歸帆之砌大嶋漂着、返上物大和船江積入宰領二而上國之砌、児ケ水浦二而乗船破船溺死。

二代 桑江親雲上

附

- 一 於唐取拂帳無遅々勘定相遂、御物至不足無之、書付を以御褒美。
- 一 貳番方諸反物并御京銀品位宜、買欠買不足等少、御書付を以御褒美。

一 申口座

但渡唐之砌、唐土近二而賊船七艘二被取圍候處、船中一統精力を盡相防、賊人四人鉄砲二而討倒、無組之内手負無之無難二那覇江乘戻、重而渡唐之砌も賊船五艘二被相圍候得共、勇力を厲相防無難乘届候。爲御褒美御國元与里御米拜領、於御當地茂銘々御褒美被仰付、就中桑江事者頭役之御取分を以右御位被成下候上、猶又地頭所明合候節、宜方江御繰替被成下候様、言上相濟不慮二相果候處、嫡孫江家督之砌、被板良敷地頭所江御繰替被成下。

三代 板良敷親雲上

- 一 祖父之家統を繼、大里間切板良敷地頭所。
- 一 給地御藏筆者。
- 一 取納座假筆者与里筆者。
- 一 御物奉行方足筆者与里筆者。

附

一 本職遂而北谷・具志川兩間切御接地札方付、田地奉行相^(令)兩間切江差越御益筋取計候付、書付を以御褒美。

一 右同久米兩間切疲入諸事、爲差引西平親方江相附渡海、下知方之詮相立候付、間之御使者與力同前之旅功御取揚、御心付之役所も同様御見合被仰付候段、被達上閱御褒美、右功を以嫡子板良敷里之子江錢御藏筆者代役被仰付。

一 右同久米村宜志保筑登之親雲上家財入組一件札方付、平等所大

屋子足。

一 琉球館重書役。

附

一 館内届砂糖之儀付、御國元江御訴訟被仰上候付、掛被仰付上國之上首尾能相勤。

一 同時江戸立杉板行一件付寄掛相勤書付を以御褒美。

一 重書役之功を以、甥桑江里之子江砂糖座筆者代役被仰付。

一 御欠略付諸事取^レ中取。

一 右遂而御賦調部主取。

一 上納砂糖方掛檢者。

一 御近習相附。

一 給地中取。

附 本職遂而唐船御作事并御修補主取四度。

右之通、家譜相見得申候、然者二代相續才府相勤候方者、四代迄地頭所相續被仰付、四代目江家督之砌者、地頭所輕方江御繰替被下置候。桑江事茂父子才府相勤最早四代目江相續之事候得共、子桑江渡唐之砌、賊船防方行届候御褒美を以、三代板良敷親雲上江家督之砌、地頭所宜方江御繰替被下置二而、猶又跡目江不相替相續被仰付方二茂可有之哉与先例相糺候處、近^レ比二者右程之例無之。

康熙拾貳年進貢船渡唐之砌、於定海賊船拾三艘二被取圍候處、其節之才府志多伯親雲上・官舎石川親雲上、賊船相防、唐乘着御用物買調歸帆、志多伯者返上物宰領、新知高三拾石地頭所を茂御繰替被下置候處、其後依御咎目、鳴知行被召揚、石川者地下御奉公貳拾五度、官舎不相勤以前地頭所頂戴及貳度、御繰替其身一代被下置、大筆者東恩納親雲上者數刻相戰段々疵を負危難相凌、返上物宰領、仲地地頭所、其後東恩納地頭所江御繰替一世被下、北京大筆者湧田親雲上

二者辰より申之時迄相戦、終二致討死候付、跡目江一世切米三石被下置、脇通事伊差川親雲上事不惜身命相戦、賊人貳人相果、自身二茂向疵負半死半生之躰二而唐着右成行、提督撫院御呼及段々療治方被仰付平癒、右忠節御取揚二而候半、仲井真地頭所被下、其後伊差川地頭所江御繰替、且右之勳功并其子御奉公振旁御取譯、跡目江茂不相替相續被仰付置候。依之相考候得者、桑江一船之役者御褒美向、大通事者正義大夫、存留中議大夫、総官座敷御位、官舎者旅願之御、其功御見合可被仰付段被仰渡、六年目二才府・大筆者・脇筆者者御心付之役所早日被仰付いつ連茂其身迄二而御褒美相濟一躰之働御褒美之程合等前文例二者難比。

桑江事茂一船之役者中御褒美之振合を以申口座御位被成下、猶又頭役之御取譯を以地頭所明合候節、宜方江御繰替被成下候様言上相濟、不慮二相果候處、跡目江家督相續之砌、地頭所宜方江御繰替被下置事候得者、此上四代目迄地頭所不相替相續被仰付候而者、其節之役者中御褒美向二相並不申候間、地頭所者輕方江御繰替被成下可然哉与吟味仕候。乍然何分御賢慮次第奉存此段申上候。以上。

寅 七月

- 名護里之子親雲上 (印)
- 勝 連 親 雲 上 (印)
- 金 武 里 之 子 親 雲 上 (印)
- 上 江 洲 親 雲 上 (印)
- 佐 久 田 里 之 子 親 雲 上 (印)
- 瀬 底 親 雲 上 (印)
- 外 間 親 雲 上 (印)
- 眞 玉 橋 親 雲 上 (印)
- 高 嶺 親 雲 上 (印)

板良敷親雲上は桑江親雲上の孫である。二代続いた桑江親雲上の経歴には、尚敬王・尚穆王の冊封（一七一九年、一七五六年）における踊童子・御振舞筆者そして王子上国（一七二九年北谷王子、一七二二年越来王子、一七四八年具志川王子など）の際の惣大親与力としての供奉があり、さらに才府と返上物宰領という中国と日本との貿易を成立させる「旅役」がある。進貢船・接貢船において才府は勢頭・大夫に次ぐ役職であり、首里系の桑江父子は大筆者ないし官舎を経て就任している。新城家にはこれがなく、地位が急速に下がった要因の一つとして注目される。

初代桑江親雲上は才府として福州滞在中に病死し、乾隆六〇年乙卯（一七九五）の接貢船には二代目桑江親雲上が座乗していた。福州府連江県定海湾あたりで海賊船七艘に包囲された時、乗組員が火繩銃で四人を射殺するなど抵抗し、一旦那覇に帰投して再渡航した際も襲撃されたが無事に入港している²¹⁾。しかし、返上物宰領の任務では薩摩半島最南端の児ヶ水（ちよがみず）で難破して落命した²²⁾。この曾祖父・祖父の功績により板良敷の地頭職をあてがわれたのであるが、当人は御物奉行配下の事務的な役職を歴任し、鹿兒島の琉球館に勤め、給地方の中取在任中に死去した。この僉議では、新たに功績を挙げた者のために四代経過すると地頭職の変更が行われるという原則に依拠している²³⁾。位階称号も経歴も全く記されない三代目板良敷親雲上の父は代数に入れられていないけれども、この祖父の存在と板良敷親雲上が先代同様の業績を残すことができなかつたことにより、板良敷親雲上の嫡子「板良敷里之子」は既に「御蔵役筆者代役」として出仕しており、しかも僉議では板良敷村から別の地頭所に変更することが提起されているにもかかわらず、父と同じ知行持という地位を認めてもらえなかつたようなのである。

この僉議の時期については、「寅七月」のみであるが、御近習頭の高安親方が取り次いだという朱書きからすると、道光二二年壬寅

(一八四二)と推測される²⁶⁾。そして、先述のように同二四年以降の史料に板良敷親雲上の名が散見されるようになる²⁷⁾。この板良敷親雲上の姓名や詳細な経歴は不明であるが、僉議の結果を受けて地頭所の交替を受けた者で、向姓板良敷里之子より年長で序列の高い別の家統の人物であったとみられる。

ただし、その経歴の確認において家譜を参照している僉議史料ではあるが、およそ個々人の名前を記さない。そのため、向姓板良敷里之子が果たして当歳二五の向永功(朝忠)なのか自明ではない。また、朝忠がいつ帰国したのか正確な時期を把握していないが、道光二四年六月からの出仕が確認できる²⁸⁾。少なくとも、赤冠の向姓板良敷里之子が自己の才覚と実績によって黄冠(里之子親雲上・親雲上)へと立身出世をはかるしかない立場におかれたことは間違いないところであろう。そして、中国で直接官話などを学んだ朝忠には、この時期に緊急に求められた特別な能力があった。渡唐・上国・江戸立など対外的職務に加えてもらうことにより、自己修練に務め出仕の糸口をさぐるという姿勢は新城家にも見出すことができる²⁹⁾。

おわりに

向姓板良敷里之子(朝忠)は高い語学力と交渉力を活かして立身をはかったが、申口方の日帳主取に達した昇進はかえって王府上層の猜疑心を生じさせ、遺された妻子を貧窮に追いやる結果を招いた³⁰⁾。新城親雲上を系祖とする家統ではそうした境遇の激変と無縁であったかのように見えるけれども、その軌跡は増加する一方の王統傍系の人々にとって再び親方クラスの紫冠へと上昇する可能性がほぼ閉ざされていたことを端的に示している。二一歳の時に新城里之子朝憲朝は、上里筑登之親雲上が取納座の「定式加増筆者」に昇格したことで「加増加勢筆者」に就くこ

とができた(取納奉行富名腰親雲上が取次の覚)。他方において、新城一門が首里圏内に住み続けながら別の場所で別の方途を摸索していたことにも注目すべきである。弟朝進の崎山新城家の継承にあたり、「六世」嫡子の朝憲が後難を慮り法的物権の確保に尽力していたことは疑う余地がない³¹⁾。久場川と崎山とに分かれていても、一門として相互に協力することが期待できるからである³²⁾。こうして、「平等」を建前とする新たな時代を迎えてからの立身のための模索と努力、さらに未曾有の戦災と戦後の諸事情を経て、近世琉球の家伝史料が伝えられたことに畏敬の念を禁じ得ない。

(1) 台湾大学所蔵本を底本とした『氏集 首里那覇』(増補版、那覇市企画部文化振興課、一九八九年)の解説を参照。

(2) 新城家文書については、「伊江御殿家関係資料」国重要文化財指定記念・

那覇市歴史博物館企画展のパンフレット『古文書に見る首里・那覇の士族社会』(那覇市歴史博物館、二〇二〇年)にて紹介されており、家譜と附属資料のカラー写真が掲載されている。

(3) 尚綱(朝奇)については、『中山世譜』巻八尚貞王、『王代記』(琉球大学附属図書館伊波普猷文庫)を参照。

(4) 『沖縄の家譜―歴史資料調査報告書VI』(沖縄県教育委員会、一九八九年)を参照。

(5) 前年十二月段階の下書きも遺されている。親類として向氏久手堅親雲上の名があるが、葛氏嫡子に変更されたことがわかる。朝設・朝長の母真鶴の実家は葛氏であり、その縁によるのかもれない。

(6) 雍正八年(一七三〇)の「系図座規模帳(仮題)」に「無足之者跡目之義身之計迄二而次男三男方家督させ候儀不宜義候向後一門親類次を以申出候ハ、

能々遂吟味於御系図座可相達事」とある。沖縄県立図書館史料編纂室編『沖縄県史料』前近代六百里王府仕置二（沖縄県教育委員会、一九八九年）に収録。

(7) 朝長には次男がいたが届を出す前に死亡していたという書付がある。確かに家譜には反映されていないが、そうした家族成員を含めて祭祀を執り行うことが跡目継承者に求められたのであろう。

(8) 朝憲の長女真牛（咸豊六年丙辰六月三日生）、次女真鶴（同治四年乙丑正月五日生）の「出子証文」では新城里之子であり、後者では居分崎山村とあるが、印判は同じように見える。

(9) 出子証文については、伊集守道氏による悉皆調査「近世琉球の生子証文」(『古文書研究』九二・二〇二一年)があり、その保管を必要とした状況については「近世琉球の『掠入』と生子証文の機能」(『沖縄文化研究』五〇号、二〇二三年)に詳しい。死亡については、「仕次書」にて生没年と命日・法号が認証されていれば、その届を法的物権として遺す必要性は低かったと推察される。ことに号(法号)は戒名の頭の部分でおよそ寺院が与える名であり、出家したのであれば、亡者であることを明確に示している。

(10) 小橋川家文書には、家譜作成の費用を記した資料があるという。

(11) 士族でない身分の者が偽造した系図を家譜に混入して土籍に入ろうとする不正がままあり、これを王府では「掠め入る」として警戒していた。同治八年（一八六九）の事案と当局による取調べ処分については、比嘉春潮・崎浜秀明『沖縄の犯科帳』（平凡社、一九六五年）の26項に示されているが、巧妙に仕組まれ錯綜した人間関係を把握することは容易でない。

(12) 蔡文溥（祝嶺親方）の『四本堂家礼』によると、高祖父以前の古い位牌は「焚おさめ」、その灰と位牌の神主を書き換える際に洗った水は「墓之傍乾浄之地二埋候」とある（代替之時位牌書様之事）。同書が図示する儒教的法式の位牌は桑や栗などの無垢で神主の名は墨書される簡素なものであり、経書によると祭祀の対象外となると土中に埋められるが、琉球では「唐位牌」と称し

ていても漆塗りで仕立てられる。焚字炉については、窪徳忠『中国文化と南島』（第一書房、一九八一年）を参照。

(13) 国王と王妃を祀る祭祀施設としての寝廟については、拙稿「近世琉球の先王廟と宗廟における昭穆觀念」(『琉球大学教育学部紀要』第九一集、二〇一七年九月)、「琉球王朝末期の廟議―寝廟と大廟の神主配置」(『沖縄文化研究』四七号、二〇二〇年三月)、「尚泰王の元服と太廟・寝廟をめぐる原理の確定」(『琉球大学教育学部紀要』第一〇一集、二〇二二年九月)を参照。

(14) 原文は『那覇市史』資料篇第1巻8家譜資料四(那覇市企画部市史編集室、一九八三年、七四五頁参照)。

(15) 注(4)報告書における付属資料の各項を参照。

(16) これに対して、一人ずつ予め作成しておいた冊子に役職や用務を記入していくのが「勤書」である。拙稿「18世紀の宮古島一地方役人の『履歴書』―『染地氏六世勤書』の料紙と様式」(『琉球大学教育学部紀要』九三集、二〇一八年九月)を参照。

(17) 『琉球王国評定所文書』巻一八、二一九頁。注(13)拙稿(二〇二二年九月)の一五(二一六)頁にて同一人物と見なしていたが訂正する。以下、『琉球王国評定所文書』全一八巻補巻(浦添市教育委員会、一九八八〜二〇〇一年)は『評定所文書』と略記。

(18) 『評定所文書』巻一、四五五頁。

(19) 『評定所文書』巻一四卷「従大和下状」(咸豊六〜九年)。

(20) 注(13)拙稿(二〇二二年九月)にて『沖縄県立沖縄図書館所蔵郷土史料目録』(法政大学沖縄文化研究所、一九八二年)の向姓家譜(五世 板良敷親雲上)を牧志朝忠の家譜としたが(注80)、この推測も妥当ではない。

(21) しかし、嘉慶二年丁巳夏に帰国の際は、大島に漂着し、そこで和船二艘に積み替えて那覇帰着という。この一件については、『球陽』附卷三「尚温王」三年、因卯秋接貢船人数遇海賊能為戦防全護公物薩州褒奨賜米、本国亦褒奨焉」

を参照。官舎山元筑登之親雲上の家譜「阿姓家譜（三世守勝）」によると、琉球館開役の上級は桑江親雲上（才府）で名乗は朝雄、島津家臣の褒状も収録されている。「那覇市史」資料篇第1巻5家譜資料一（那覇市企画部市史編集室、一九七六年）、三八六～三九〇頁参照。

(22) 前掲（注21）史料では、嘉慶三年戊午（一七九八）六月五日の褒状にも見られるが、遭難のことは窺えず存命しているかのようである。

(23) 『球陽』巻二〇尚瀬王二五年「本年遣孟開基指揮姑米島」によると、西平親方が久米島に渡ったのは道光八年（一八二八）。西平親方は当地で三年間勸農にあたり成果を挙げたという。同上「本年（三二年）褒嘉孟開基西平親方宗紀功勞頒賜品物」。

(24) 当該の江戸立は道光二二年（一八三二）。『中山世譜附卷』巻五参照。

(25) 戦前の那覇裁判所判事であった奥野彦六郎は、地頭職の跡目僉議史料について、「相続」とあっても、「あいづづく」と読むべきとする。各家統に固有の権利が認められていたのではなく、代ごとに由緒や勲功によって勘案される非世襲的な原理に基づいていたことを看取している。『沖繩の人事法制史』（至言社、一九七七年）、三八一～四二二頁・五七三頁参照。

(26) 注（13）史料参照。『評定所文書』巻一「案書（道光二四年）、同書巻二「従大和下状」（道光二四年）、咸豊八年の日記にも「御近習頭」として連名している（同書巻一四）。

(27) 『評定所文書』巻一「唐船漂着致帰帆候日記」（道光二四年）。「尚家文書」第四三四と四三六号における道光二四年以降の跡目僉議にも申口方署名人として確認できる。

(28) 『沖繩県姓氏家系大辞典』（角川書店、一九九二年）によると、尚質王次男の大里王子尚弘毅（朝亮）の摩文仁家から分岐した大里里之子親雲上八世孫朝喜とみられるが典拠不詳。注（4）報告書著録の045「向姓家譜 支流」は向姓板良敷家の系譜を知る上で注目される。

(29) 『評定所文書』巻一「唐船漂着致帰帆候日記」（道光二四年）。

(30) 新城子朝憲が国頭王子上国（一八四九年）の際に「内緒小姓」として参加したことを「旅方日記」に基づき与力・大親に認証してもらった「覚」がある。

(31) 喜舎場朝賢『琉球見聞録』（至言社、一九七七年）所収「琉球三冤録」「統東汀隨筆」を参照。喜舎場朝賢（向廷翼）は津波古政正（東国興）に詩文を学び、その推挙により尚泰王の近習として出仕した。琉球処分後は、久米島の太原開墾社を経て、島尻地方仲村渠の屋取（やどごい）として農業を営みながら余生を送った。

(32) 新城家文書には家譜に記載のある「六世」朝英（真三郎）の「出子証文」、朝進（真山戸・朝章（松金）の元服に関する「覚」もある（大与座の印あり）。朝英・朝章は【文書1】「口上覚」の申請人である。

(33) 朝憲嫡子思亀（同治八年己巳八月九日生）の「出生証文」の連署筆頭人は「居分崎山村」の新城里之子である。朝進であろうが、【文書2】の新城子の時と印判が異なる。

〔謝辞〕新城家文書と尚家文書の利用にあたっては、収蔵機関である那覇市歴史博物館のご高配を得た。ここに記して感謝の意を示します。

〔附記〕本稿はJSPS科研費（JP20K00940）の助成による研究成果の一部である。

A Family History of Aragusuku and the Deliberation on Itarashiki Pei-tin's Succession: The Collateral Relatives of the Second Sho Royal Line

Yoshiyuki MAEMURA

Summary

Although a man of royalty, nobility, or bureaucratic status in Ryukyu had a Chinese-style family name, generally speaking, his official name was a combination of the place name of jito-sho (the lord of a manor) and the court rank. The same kanji character was used for generations when giving names to boys. Therefore, it is clear that they branched off from the same paternal root. However, in the Second Sho Royal Line, the pronunciations and character style of kanji character used for collateral families' surnames were the same as and similar to those used for royal family members, respectively. However, the kanji character used for the collateral families' surname differed from those used for the royal family members. As generations went down, collateral families branched off further and the ranks of the official positions to be assumed were lowered. Consequently, marked differences emerged, even among families belonging to the royal collateral lineage.

To understand the conditions of the collateral relatives of the Second Sho Royal Line, this study examined ancient documents on the genealogy and family history of Aragusuku owned by the Naha City Museum of History. The progenitor of Aragusuku was a grandchild of the 11th King Sho-tei (reign: 1669-1709). According to the genealogy of Aragusuku, although its offices and ranks were not high, officially certified documents, such as memoranda and invoices, are in the limelight. This is because these documents suggest that there was an intention to reflect Aragusuku's background in future editions of genealogy. Birth certificates and memoranda of oral statements were submitted to and certified by the Shuri Royal Government to obtain legal security regarding births and inheritances. This study also examined the treatment of the successor of Itarashiki Pei-tin in "Atome-Sengi" document No. 434 in Sho-ke-monjo (the Sho Family Collection) and revealed that the hereditary succession of jito-shiki was not easy, even in the royal collateral lineage. Jito-shiki was a feudal position originating in medieval Japan that brought a certain income and status to its holders, even in early modern Ryukyu. The Shuri Royal Government reviewed the retention of jito-shiki at the time of generational change, and no particular family was allowed to permanently retain it. Although they were able to take a slightly advantageous position depending on their fathers' achievements, they essentially had to start over from a low position. In the Sho Family Collection, the activities of the collateral relatives of the Second Sho Royal Line are briefly described, such as striving for self-discipline, actively accepting even temporary roles, seeking the next position, achieving results, and appealing to the Shuri Royal Government. These activities are difficult to understand from the description of genealogy.